公益社団法人 難民起業サポートファンド 寄附金の取扱いに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人難民起業サポートファンドが受領する寄附金に関し、 必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の種類及び募集)

- 第2条 この法人が受領する寄付金の種類は次のとおりとする。
 - (1) 一般寄付金 寄付者が使途を特定せずに寄付した寄付金
 - (2) 特定寄付金 寄付者が寄付の申し込みに当たり、あらかじめ使途を特定した 寄付金。この法人が使途を特定して募金活動を行うことにより受領する寄 付金を含む。
 - 2.この規程における寄付金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。
 - 3.この法人は常時、寄付金を募ることができる。

(寄附金の使途)

- 第3条 一般寄付金は、寄付金総額の50%以上を定款第4条の公益目的事業もしくは起業 支援事業特定資産への繰り入れに使用しなければならない。
 - 2.前項の起業支援事業特定資産への繰り入れについては、別途理事会にて、積立目標金額を設定する。
 - 3.一般寄付金の受け入れにあたっては、寄付者にこの規程を示すものとする。
 - 4.特定寄付金は、適正な募集経費を控除した残額の全額を寄付者の特定した使途に使用するものとする。この場合、適正な募集経費は募集総額の30%以下でなければならない。

(受領の制限)

- 第4条 寄付金が、次の各号に該当するとき、若しくはそのおそれがあるときは、当該寄付金の受領を辞退しなければならない。
 - (1) 法令に抵触するときのほか、この法人の業務遂行上支障があると認められるとき及びこの法人が受入れるには社会通念上不適当と認められるとき。
 - (2) 第2条第1項第2号の特定寄付金について、その使途が定款第3条に定める目的の達成に資するものでないとき。

(情報公開)

第5条 この法人が受領する寄付金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等

に関する法律施行規則第 22 条第 5 項各号に定める事項について、事務所へ備置き 閲覧等の措置を講ずるものとする。

2. 寄付者に関する個人情報については、細心の注意をもって情報管理に務めるものとする。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項があるときは、 代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の議決により行うものとする。

附則

この規程は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。(平成 26 年 11 月 16 日理事会議決)